

鳥類のタイ王国輸入受け入れ条件

- 1 輸出検疫証明書 (Health Certificate) は、英文により輸出国政府機関の獣医官によって署名をされる。
 - 1.1) 羽数、種類、品種、性別、年齢
 - 1.2) 鳥の出生地
 - 1.3) 識別マークまたは色
 - 1.4) 飼主または輸入者、及び荷受人の氏名と住所
 - 1.5) 項目 2 と 7 の証明書
- 2 鳥インフルエンザ (家禽ペスト) の常時発生がない国であること。
- 3 輸出国において 6 週間以上生息しているか、出生または孵化後以来生息していること。
- 4 獣医官の管理下のもと、隔離または検疫 (健康観察) を輸出前 21 日間行うこと。
- 5 ニューカッスル病またはいずれのワクチンも接種していないこと。
- 6 家禽類、鴨、七面鳥、きじ、ほろほろ鳥、やまうずら及びうずらについては、隔離または検疫 (健康観察) 期間中の輸出前 10 日以内にすべての鳥から血液検体を採取し、ひな白痢菌 (*S. Pullorum*)、家禽チフス菌 (*S. Gallinarum*)、ネズミチフス菌 (*S. Typhimurium*) の抗体検査を検査または国際獣疫事務局 (OIE) の推奨するその他の方法にて行い、陰性であること。
- 7 輸出国において、輸出前 90 日間に、ニューカッスル病、家禽コレラ、あひるウイルス性腸炎、あひるウイルス性肝炎、マレック病、鳥インフルエンザの伝染性喉頭気管炎、鶏マイコプラズマ病、サルモネラ症、例・鶏パラチフス、ネズミチフス、ひな白痢、家禽チフスに加えて、オウム病、伝染性ファブリキウス嚢病、鳥インフルエンザ気管支炎、鳥結核症の兆候がないこと。
※注意：サルモネラ症については、培養試験による陰性であること。
- 8 鳥をタイ王国へ輸出するための輸送用箱またはコンテナは、特に高さ、幅スペース、通気性、給餌、給水のための適切なアクセスについて、国際航空運送協会 (IATA) が定める仕様に従うこと。
- 9 鳥は、承認された施設に到着し、一定期間、少なくとも 30 日間は検疫の対象となり、その期間必要と思われる試験および治療、またはその両方が実施された際に発生した費用については、輸入者・飼主が全額負担する。
- 10 輸入手続きに従わない場合、鳥を輸出国へ返送または殺処分になることがあり、その場合の補償はされない。

(非公式訳作成 タイ王国大使館農務担当官事務所)

2021 年 1 月 19 日